

市県民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります

問い合わせ先 市役所駅南庁舎市民税課 ☎ (0857) 20-3414 / 20-3417

公的年金を受給される 65 歳以上のみなさんの納税の利便を図るため、公的年金に係る市県民税を年金からあらかじめ差し引く「特別徴収（天引き）」の制度が、平成 21 年 10 月支給分から始まります。これにより、現在納付書や口座振替で納めていただいている公的年金などに係る所得に対する市県民税は、公的年金から差し引かれることとなります。

なお、この制度改正によって新たな負担が発生することはありません。

特別徴収の対象になる人

市県民税の納税義務者のうち、次の要件にすべて当てはまる人が特別徴収の対象になります。

- (1) 前年中に公的年金などの支払いを受けた人
- (2) 4 月 1 日に、国民年金法に基づく老齢基礎年金などの支払いを受けている 65 歳以上の
人
- (3) 老齢基礎年金などの年額が 18 万円を超えている人

ただし、以下のような場合には、上記要件を満たしていても特別徴収の対象にならないことがあります。

例 1 公的年金などに係る所得について、税額が生じない場合

例 2 特別徴収対象税額が、老齢基礎年金などの年額を超える場合

例 3 鳥取市が行う介護保険の特別徴収対象被保険者に該当しない場合（介護保険法における住所地特例で他市町村の被保険者である場合や、1 月 1 日以降に鳥取市から転出された場合など）

例 4 公的年金などに係る所得に対する市県民税額が、老齢基礎年金額から所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引いた後の額を上回る場合

特別徴収の対象金額

公的年金などに係る所得に対する所得割額と均等割額が特別徴収の対象になります。

公的年金などに係る所得以外の所得に対する税額は特別徴収されませんので、従来どおり納付書や口座振替で納めていただくか、給与からの引き取り（給与特別徴収）になります。

特別徴収の対象となる年金

国民年金保険法に基づく老齢基礎年金（老齢または退職を事由とする老齢等年金給付）などが対象です。

非課税所得である障害年金・遺族年金から差し引かれることはありません。

特別徴収の開始時期

平成 21 年 10 月以降に支払われる公的年金から差し引きます。

該当となるみなさんには、6 月中旬に郵送でお知らせします。

特別徴収の中止について

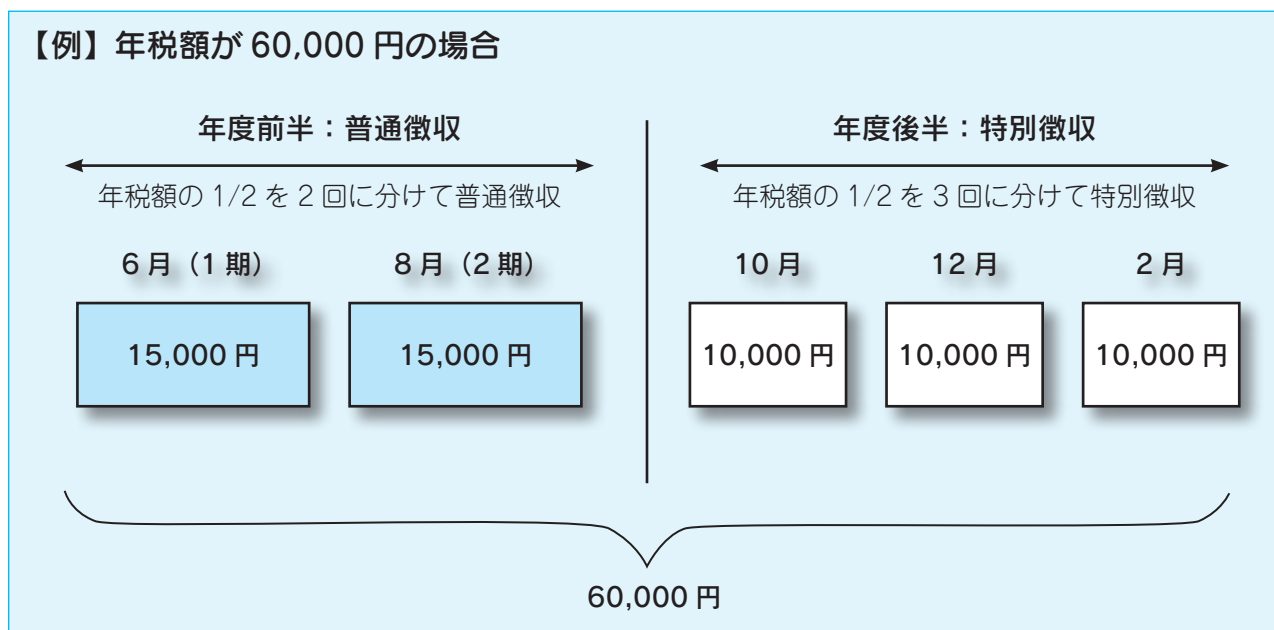
次のような場合には、特別徴収を中止します。

- (1) 年度途中で所得の申告を行うなどしたことにより、対象となる税額が変更になる場合
- (2) 年度途中で亡くなられた場合や、鳥取市外に転出された場合
- (3) 現況届けの提出が遅れたりして、年金の支給が遅れた場合など、年金保険者が特別徴収できないと判断した場合

このような場合には、納付書でのお支払いをお願いします。なお、鳥取市が年金保険者に特別徴収の中止を依頼してから、実際に特別徴収が停止するまでには 2 カ月程度かかります。

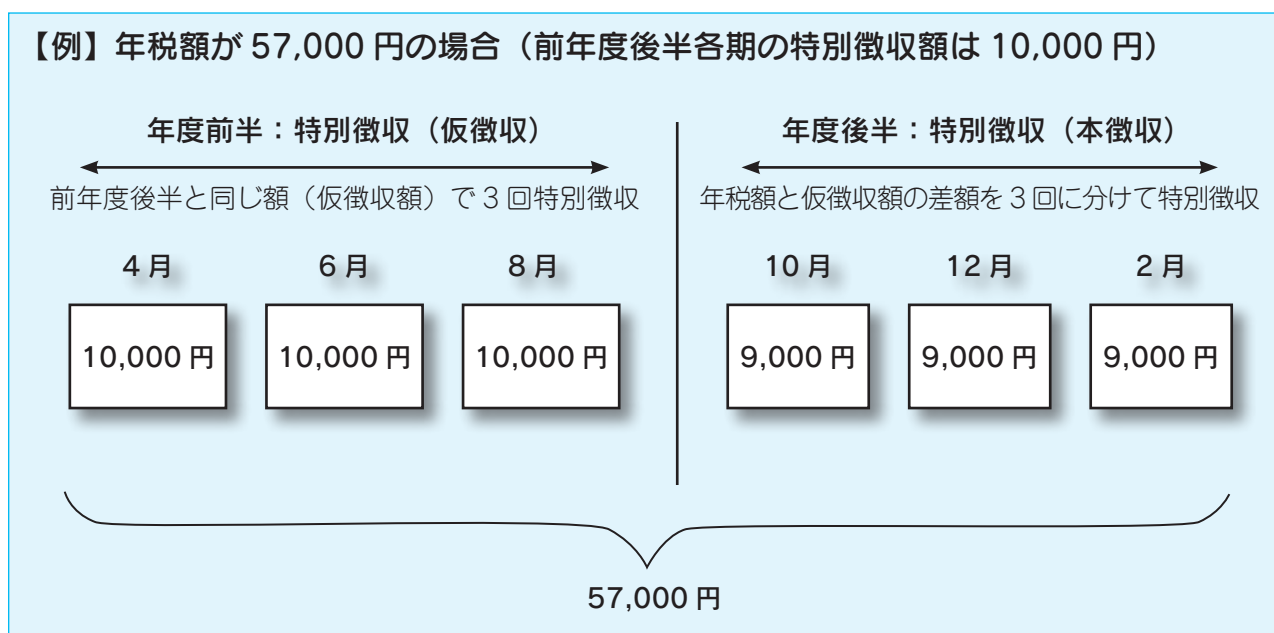
特別徴収の方法

特別徴収を開始する年度（平成 21 年度、年齢到達や市内転入の翌年度など）



年度の前半（4 ～ 9 月）は普通徴収（納付書や口座振替で納めていただく方法です）、後半は特別徴収で納めます。前半は年税額の 1/2 を納税通知書などにより 2 回に分けて納めてください。後半は、残りの半分を 3 等分した額を、10、12、2 月の年金支給時に公的年金などから差し引きます。

前年度から引き続いて特別徴収する年度（平成 22 年度以降など）



年税額が確定するまで、年度の前半の年金支給月（4、6、8 月）は前年度の特別徴収額と同じ額で仮徴収を行います。年度の後半（10 ～ 2 月）は、確定した年税額から既に徴収した仮徴収額の差額を 3 等分した額を、10、12、2 月の年金支給時に公的年金などから差し引きます（本徴収）。